

審査請求書

平成30年6月16日

京都市長殿

審査請求人

■■■■
(上記代理人)

〒600-8491 京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
オフィスワン四条烏丸803号室
特定行政書士 田 島 充

電話075-741-8178 FAX075-741-8476

不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

平成30年6月14日付住宅宿泊事業法第3条第1項による住宅宿泊事業を営む旨の届出に
対応する届出番号の通知

請求の趣旨

処分庁による上記不作為は違法又は不当であることを宣言するとともに、処分庁は、審査
請求人に対して、審査請求人の平成30年6月14日付住宅宿泊事業法第3条第1項による
住宅宿泊事業を営む旨の届出に対応する届出番号を通知する裁決を求める。

請求の理由

1 届出番号の通知は処分であることについて

住宅宿泊事業法（以下「法」という。）及び同法施行規則（厚生労働省令国土交通省令第2
号。以下「規則」という。）では、住宅宿泊事業を営もうとする者は、都道府県知事・保健所
設置市等の長（以下「処分庁」という。）に対して、住宅宿泊事業を開始する日の前日までに
届出をすることによって同事業を営むことができるとされている（法第3条第1項、規則第
4条第1項）。

そして、この届出は規則第1号様式による届出書の提出によって行うものとされており(規則第4条第1項)、届出があったときには処分庁は届出者に届出番号を通知しなければならない(規則第4条第7項)。

届出番号は、住宅宿泊事業者が届出住宅ごとの公衆の見やすい場所に掲示しなければならないとされている標識の記載事項であり(法第13条、規則第11条、規則第4ないし6号様式)、住宅宿泊事業者が標識の掲示をしなかった場合には罰則の適用がある(法第76条第2号)。また、住宅宿泊事業者が宿泊サービス提供契約の締結代理・媒介を他人に委託する場合には、必ず、法により登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならないのであって(法第12条)、その際にはこの届出番号を当該住宅宿泊仲介業者・旅行業者に通知しなければならないのである(規則第10条)。

すなわち、届出番号の通知がなければ、届出をした住宅宿泊事業者には標識不掲示による処罰のおそれが生じてしまい、また、いわゆる宿泊サイトの運営者である住宅宿泊仲介業者等に委託することができないのであって、結果として住宅宿泊事業の開始が阻害されてしまうのである。そうだとすると、処分庁が届出者へ届出番号を通知する行為は、行政不服審査法第1条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」(以下「処分」という。)に該当する。

2 本件で届出は完了していることについて

審査請求人は、平成30年6月14日、処分庁たる京都市の住宅宿泊事業法に基づく届出受付窓口において、規則第1条第1号様式による届出書類その他添付書類等(後述する京都市の条例において「届出をする際に」報告すべきとされている事項及び報告の際に提出すべきとされている書類を含む)を提出した。

ところで、届出手続においては、①届出書がその記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていること、といった法令上の形式上の要件に適合しており、②当該届出書が提出先とされている届出機関の事務所に到達することによって、届出すべき手続上の義務が履行されることになる(行政手続法第37条)。そして住宅宿泊事業を営なもうとする者の届出は、規則第1号様式による届出書の提出のみによって行うものとされているのであって(法第3条第1項、規則第4条第1項)、この届出書の記載事項・添付書類以外の形式上の要件は、法令上一切要求されていないのである。また届出機関の事務所に到達するとは、届出機関の事務所の支配領域内に届出書が存在し了知しうる状態になればよいのであって、同支配領域内に存在し了知しうるに至った届出書について「到達」とは異なる意味で「受理」「受理待ち」「預かり」といった概念が介在する余地のないことは明白である。

これを本件についてみるに、審査請求人が代理人により規則第1条第1号様式による届出書類その他添付書類等を提出した場所は、京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生センター 住宅宿泊事業担当窓口(所在地:中京区御池通間之町東入の高宮町206番地 御池ビル5階)である。この場所は京都市の公式ウェブサイトである京都市情報館(ページ番号2

34789)においても「住宅宿泊事業に基づく届出受付窓口」として表示されている場所であるから、処分庁たる京都市長が指定した「当該届出の提出先とされている機関の事務所」である。この場所の窓口において窓口担当者に手交する方法により上記届出書類等を提出しているのであるから、審査請求人による届出書類等は平成30年6月14日の段階で同窓口の支配領域内に存在し了知する状態に至ったのであって、同日をもって届出の提出先とされている機関に到達している。

なお、提出した届出書副本には同日の日付が記載された「受理待ち」の印影が押されて審査請求人に返却されている。届出手続においては、上述の通り、「到達」とは異なる意味での「受理」「受理待ち」「預かり」といった概念が介在する余地のないことは明白であるから、この印影には同日において届出書が到達したことを処分庁たる京都市長において確認したこと示す以外の意味はない。

また、本件での提出にあたっては、提出に先立って窓口の担当者により上記届出書類等の確認が行われた。この確認作業は、審査請求人代理人が提出に来庁した同日13時より18時前に至る約5時間弱の長時間に及ぶものであって、届出書類等の記載内容・添付書類（添付書類の記載内容を含む）について舐めるように逐一確認が行われたものである。従って「法令に定められた届出の形式上の要件に適合している」ことの確認はこの段階をもって終了しているといえる。

以上より、法の施行日である平成30年6月15日において審査請求人による住宅宿泊事業を営む旨の届出は完了していた（法附則第2条）。

3 届出番号の通知は届出完了後直ちになすべきである（届出書類にかかる形式要件の確認に要する時間と合わせても最大で1日以内になすべきある） ことについて

処分庁による届出番号の通知は、届出完了後直ちになすべきものである。以下理由を述べる。

まず、住宅宿泊事業を営もうとする者の届出は事業を開始しようとする日の前日までに届出書を提出して行わなければならないとされている（規則第4条第1項）。そして前述のように届出者（住宅宿泊事業者）は届出番号を通知されなければ、標識を掲示できず住宅宿泊仲介業者等に委託できない結果として住宅宿泊事業を開始できないのであるから（法第13条、規則第11条、規則第4ないし6号様式、法第76条第2号、法第12条、規則第10条）、届出書提出の翌日までには処分庁より届出番号が通知されることを法は措定していることになる。

住宅宿泊事業制度における届出番号は、全国統一システムによる届出住宅ごとの通し番号であって、届出書たる規則第1号様式がシステムへのキーパンチに即した書式となっていることや、専用のポータルサイト（民泊制度運営システム）からの電子的な方法による届出も可能でありむしろ奨励されていること（住宅宿泊事業法施行要領2-1（1）①）からすると、届出書記載事項に不備がなく必要書類が添付されていれば（そのことは統一システムへの入力作業が行われることによって同時に確認されることになる）自動的に届出番号が採番され

るのである。

もっとも届出制である以上は、届出書の到達から、届出の形式上の要件に適合しているか（すなわち上述の届出書記載事項に不備がなく必要書類が添付されているか）の確認に要する一定時間は観念しうる。このため規則第4条第1項では、届出書の提出は事業開始日の前日までにと定め、そして規則第4条第7号では「届出があったときには」すなわち届出書が到達し届出書記載事項に不備がなく必要書類が添付されていることを確認した場合には、無条件に、届出者に届出番号を通知しなければならないと定めるのである。

なお、住宅宿泊事業法施行要領2-1（1）③において「本法及び国・厚規則で規定している届出書の記載事項又は添付書類に不備があり、形式的要件を満たしていない届出は受け付けられないこととなる。また、届出を受け付けた都道府県知事等は、すみやかに届出番号の通知を行う必要がある。」とするのは上記と同じ趣旨である。

以上より本件では、審査請求人の届出書類が到達した日の翌日であり、また審査請求人の届出が完了していた日でもある平成30年6月15日中には、処分庁たる京都市長は審査請求人に対して届出番号を通知すべきであったといえる。

4 その他

届出書提出時に、窓口では、届出が完了するためには届出住宅への立入検査が必要であり、その後に届出番号が通知されとの見解が示された。

しかしながら、立入検査による届出住宅の現地確認は、届出の形式上の要件の確認とは無縁のものであり、届出番号の通知を遅延させることを正当化できないことは明らかである。加えて処分庁による届出住宅等への立入検査の権限は、住宅宿泊事業を営なむ旨の届出が完了していることを前提に、「住宅宿泊事業者」「届出住宅」等に対して初めて発生するものであるから（法第17条第1項、第2条第4項など）、いまだ届出が完了していない段階において立入検査権を行使しようとすることは背理である。

処分庁として届出内容の真実性を確認したいのであれば、届出が完了したと扱い届出番号を通知した上で、将来後日に立入検査を行うのが筋である。

また京都市では、京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）を定め、一定事項の報告を求め、また当該報告の際に一定の書類提出を届出予定者に求めている（条例第9条）。

地方公共団体の条例は法令の範囲内で定めなければならない（憲法第94条、地方自治法第14条第1項2項）。法において条例に委任しているのは区域を定めた住宅宿泊事業の実施制限についてのみである（法第18条、条例第10条）。したがって条例第9条に規定する一定事項の報告や一定の書類提出は、地方自治法第14条第1項の委任に基づく一般条例としての規定であり、住宅宿泊事業法とは全く別個の条例上の独自の制度である。このことは条例自体も自覚するところであり、上述の通り条例第9条では「法第3条第1項の規定による届出をする際に」とかき分け、また条例第9条による報告や提出については、法によるペナ

ルティーンではなく、地方自治法上のペナルティーをもって対応している（条例第22条第1号2号，地方自治法第14条第3項，対照法第73条第1号）。

したがって条例第9条等による添付書類等については，仮に記載内容の不備や必要書類の添付漏れがあったとしても，法第3条第1項の届出の効力に消長をきたすものではなく，届出番号の通知とも無関係であることを確認しておく。

執行停止の申立て

審査請求人は，行政不服審査法第25条第2項の「その他の措置」として届出番号を審査請求人に通知することを申立てる。

（理由）

すでに述べたように届出番号の通知を受けなければ，審査請求人は事実上，住宅宿泊事業を開始することができず重大な損害を受ける。なお，審査請求人の届出は完了しているのだから，これにより公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。また本案について理由がないとみえる場合にもあたらない。

証拠書類等

- 1 本件届出書副本の写し
- 2 委任状（原本は届出書に添付し提出済みである）
- 3 職印の証明書

以上